

古墳①

| 発掘作業工程 | 必要となる成果 |
|--|--|
| <p>事前準備</p> <p>作業実施計画に関する現地での打合せ、安全対策に関する協議や準備、現場事務所や機材庫等の設営、土地の借上げ、調査を円滑に進めるための各種工事(進入路工事、立木等の伐採等)、調査補助員、作業員等の雇用等の業務がある。</p> <p>これらの事前準備は、開発事業や遺跡の内容に関する諸条件を考慮した上で必要な措置をとることとするが、上記のうち各種工事については、協議の上、開発事業者や他部局の協力を求めることが望ましい。</p> | <p>古墳位置図</p> <p>物理探査成果等</p> |
| <p>表土等掘削前の現況の記録作成</p> <p>本発掘調査によってその土地に改変が加えられる前に、遺跡の立地及び地形の状況を正確に記録しておく必要がある。</p> <p>地形測量範囲については、古墳の立地状況の特徴を表現するため、調査対象区域だけでなく、周辺地域を含めた範囲を行う場合もある。ただし、周辺地域の範囲については、開発事業者及び土地所有者と協議の上、事前に合意を得ておく必要がある。</p> <p>古墳の測量については業者委託も考えられるが、専門的知識が必要なものは、調査職員が直接行うか、あるいは業者委託する場合でも、調査担当職員の指示のもとに行う必要がある。</p> <p>また古墳の正確な位置を記録するために、世界測地系第V系に基づいた座標値が三点以上示された測量図を作成する。必要に応じて地形測量図等の提供を開発事業者側に求める場合もある。</p> <p>写真については表土等掘削前における古墳の立地、現況が十分理解できるものを撮影する必要がある。</p> | <p>基準点・水準点測量成果</p> <hr/> <p>表土等掘削前測量図</p> <p>表土等掘削前古墳(群) 全景写真・記録映像</p> <p>表土掘削前空中写真</p> |
| <p>調査区・土層観察用ベルトの設定</p> <p>試掘・確認調査等の結果をもとに決定された本発掘調査範囲に調査区の設定を行う。この際、実測・遺物取り上げ用のグリッド杭を設定する。設置するグリッド杭の内、最低三点には第V系の座標値を示すものとする。</p> <p>墳丘の堆積土層の記録は、古墳の築造過程を知るためや、隣接する古墳との新旧関係を把握するために不可欠のものであり、土層観察用ベルトは、墳形等を考慮して適切な箇所に設定する。</p> | <p>調査区配置図</p> <hr/> <p>地区割り図</p> <p>調査区基本土層図</p> <p>写真・映像記録</p> |
| <p>表土等の掘削</p> <p>葎石や埴輪等の外表施設に留意し、墳丘及び周辺の表土、墳丘からの流出土を人力により除去する。墳丘は、古墳の重要な要素であることから、その規模、形、外部施設等について正確に把握する必要がある。表土等の掘削では、段築の有無を確認するとともに、経塚や中世城郭等、古墳築造以降の遺構にも留意する。</p> | |
| <p>遺構検出</p> <p>表土等の掘削後、墳丘を露出させた段階で墳丘検出写真を撮影し、墳丘図を作成する。その後、埋葬施設等遺構確認のため精査を行う。</p> <p>遺構確認のための精査はジョレン、草削り、移植ゴテ等を用いて人力で行う。遺構の平面形や遺構間の重複関係等が確認できる場合は、写真等の必要な記録をとる。</p> <p>また、この段階で遺構の性格判定やその掘削方法を検討、記録するために、遺構配置状況を記した遺構配置図を作成する。</p> | <p>墳丘写真・測量図</p> <p>遺構検出状況</p> <p>遺構検出状況写真・映像記録</p> <p>遺構検出状況空中写真</p> <p>遺構配置図</p> |

*見開きの頁で1組

| 成果品の仕様及び内容 | 成果品の説明 |
|---|--|
| <p>古墳位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土地理院発行の 1/25,000 等の地形図に位置を表示する。 委託調査等に関する成果簿、図面類 | <p>報告書作成時に、古墳の正確な位置が一目でわかるものが必要である。</p> |
| <p>基準点・水準点測量成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 3～4 級程度 | <p>調査箇所での正確な位置を把握することは、その後の開発計画との調整等のため、或いは、重要な遺構、遺物が出土して遺跡保存となり、将来、史跡整備を行う場合に必要不可欠である。そのためには世界測地系により正確な位置の記録が必要である。</p> <p>古墳の近辺に公共基準点等が設置されている場合にはそれを利用することができるが、付近にない場合には測量士による調査用の基準点・水準点の設置が必要である。</p> |
| <p>表土等掘削前測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/50～1/200、等高線 20～25cm を基本とする。(業者委託可) <p>表土等掘削前全景写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー(ポジ)、モノクロを標準とする(※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照)。(以下写真については同じ) 立地状況がよく分かる複数方向から撮影。 報告書に大型版で掲載する機会が多いことからそれに耐え得る仕様のもの。 <p>表土掘削前空中写真 (場合による)</p> | <p>古墳の立地はその性格を考える上で重要な要素であり、調査によって改変が加えられる前に、古墳の立地する地形の諸属性を正確に把握しておく必要がある。</p> <p>また、地形測量による微地形の把握により、低墳丘古墳や削平された古墳の位置や広がりについておおよその目安が付き、円滑に作業を進めていくことが可能となる。</p> |
| <p>墳丘図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/50～1/200、等高線 20～25cm を基本とする。周溝部は、掘削後に追加して測量する。 <p>調査区配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺跡の規模により変動するが、通常縮尺 1/200～1/500 程度 <p>地区割り図(遺構平面割付図)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/200～1/500 程度 | <p>調査区配置図とは調査区の配置状況が正確に表示された図面であり、遺構配置図作成の基礎となるものである。通常基準点杭の位置やグリッド杭の位置も記載する。調査区が小面積の場合は下記の地区割り図と兼ねる場合もある。また調査区が広い場合や数ヶ所に分かれる場合は、各調査区ごとに各遺構平面図が調査区のどこに対応するのかを表示する図面(地区割り図・遺構平面割付図)が必要となる場合がある。</p> |
| <p>調査区基本土層図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/20 程度 色調、土質等の土層の注記は「標準土色帖」等客観的な基準に基づいて行う。 堆積状況に関する調査所見を記入する。 <p>調査区基本土層写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 土層全体より堆積状況がより明確に分かる部分を撮影する。 | |
| <p>遺構検出状況平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の切り合い関係を示す図面 縮尺は状況に応じて選択 <p>遺構検出状況写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 考古学的な重要度に応じた記録方法をとる。 <p>遺構検出状況空中写真</p> <p>遺構配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構の番号、位置や切り合い関係、埋土等の情報を整理した図面。 | <p>遺構はその性質上、掘り上げてしまえばその内容について再検証することは極めて困難である。したがって遺構の重複関係が平面的に確認できる場合等には、より客観的な記録保存を行うために検出時の記録をとる必要がある。</p> <p>ただし、遺構検出状況は写真で十分表現できないことも多く、遺構平面の検出状況やその考古学的重要度を考慮した上で、写真撮影の必要性を個別に判断する。</p> <p>また、遺構配置図は、遺構相互の関連や重複関係の矛盾等を検討し、全体の遺構変遷を整理、検証しつつ掘削を進める上で有効であるので、この段階で作成する。</p> |

※ 10 頁参照

古墳③

| 発掘作業工程 | 必要となる成果 |
|---|---|
| <p>遺構埋土(覆土)の掘削 遺構検出で確認した遺構の切り合い関係をもとに土層観察ベルトを適宜設定して、新しい遺構から順に掘り下げを行う。古墳における葬送儀礼状況を復元できるよう、微細な考古学的観察に努める必要がある。</p> <p>○墳丘 墳頂及び墳丘盛土中の調査では、埋葬施設や付属する諸施設、祭祀の痕跡に留意する。</p> <p>○周溝(濠)・周堤 周溝は堆積状況によって人力で掘り進める。埋葬施設や祭祀の痕跡、追葬の痕跡、土手、葺石等の周溝内の遺構及び埴輪等墳丘からの崩落遺物等に留意する。</p> <p>○埋葬施設 埋葬施設の埋土の掘削は、移植ゴテ、竹べら等を状況に応じて使い分け、細心の注意を払って掘り進める必要がある。出土遺物は原位置を保っている可能性がある(推定が可能な場合を含む)ことから、存在及び出土位置等の重要な考古学的情報を損なわないように留意する。</p> <p>なお、鉄製品や漆製品等の遺物には、応急的な保存処理を施す等劣化しないよう配慮する必要がある。また、横穴墓内の調査や天井石を失っている横穴式石室の調査では、それぞれ天井部や側壁の崩落防止のための養生等、事前の安全対策に細心の注意を払う必要がある。</p> <p>木棺の場合は、木棺痕跡を確認し、石室の場合は、構築方法を記録し、その構造確認のため裏込めを調査する必要がある。</p> <p>石室の場合、内部に崩落した石材の撤去に際しては、安全管理の観点からも専門的知識を有する者の指導の下に行うことが望ましい。</p> <p>人骨等が出土することが多いが、被葬者を知る直接的な証拠であることから、専門家の指導により実測図に基づき骨の部位を確認しつつ、慎重に取上げ作業を行う必要がある。実測図は写真測量による精度の高いものが望ましい。</p> <p>人骨とともに装飾品としての耳環等の金銅製品、玉類や金糸等が原位置で出土する 경우가多い。これらの遺物も被葬者を知る直接的な証拠であることから、出土位置を実寸で図化し、写真撮影を行ったうえで、一点一点慎重に取上げるか、ガラス小玉等の微細な装飾品が重なっていたり、保存状態が劣化していて一点一点の取上げが困難な場合は、周囲の土ごとプレキャスト(医療用ギブス)等で固定して取上げる等の方法を選択する。</p> <p>埋葬施設内の掘削土中には、掘削の過程で見落とす可能性がある玉類等が混入していることがあることから、採取位置が分かるようにした掘削土のふるい選別等を行い、微細な遺物の回収に努める必要がある。</p> | <p>成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺構平・断面(見通し・立面)図 ・遺構平・断面写真 ・遺物出土位置の記録 ・遺物出土状況(平・断面・立面)図・写真 ・映像記録 |
| <p>検出遺構の記録作業 それぞれの遺構が掘り上がった後、図面や写真による記録作業を行う。遺構の規模や種別・残存度によって記録方法は様々であるが、横穴式石室や横穴墓の実測では三次元測量が有効である。そのほかの具体的な記録作業について「竪穴建物の標準」を準用する。</p> | |
| <p>調査区全体図作成・全体写真撮影 全体の遺構掘削終了時に行われる古墳(調査区)全体や遺構のまとまりごとの図作成及び写真撮影。古墳全体の状態が一目で把握できる総括的な記録であり、利用される頻度も高い。</p> | <p>調査区全体図・地形測量図 調査区全体写真(空中写真)・映像記録</p> |
| <p>補足調査 遺構掘削、全体の記録終了後、埋葬施設、墳丘等に断ち割りを入れ、その構築技術を記録し、さらに下部の遺構等の有無を確認する。墳丘盛り土が存在する場合は、盛り土を除去して古墳が構築された状況を把握し、記録を作成する。下部に調査が必要となる遺構や遺物包含層が確認された場合には、表土等の掘削から補足調査までの作業を繰り返し行う。</p> <p>石室等の石材取り外しに際しては、安全管理上の専門的知識を有する者の指導の下に行うことが望ましい。</p> | <p>トレンチ位置図 断面土層図・写真等 旧地形測量図・写真等 土層剥ぎ取り、遺構切り取り等成果品</p> |
| <p>古墳によっては、その性格や年代を把握するために自然科学分析を行う場合がある。この場合、必要なサンプルの採取及び分析を行うが、専門家による採取を必要とする場合がある。</p> | <p>分析成果品</p> |

*見開きの頁で1組

| 成果品の仕様及び内容 | 成果品の説明 |
|---|--|
| <p>遺構平・断面（見通し・立面）図</p> <ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/10～1/20 程度 <p>遺構平・断面写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 <p>遺物出土位置の記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺物台帳等。電子媒体に記録したものでもよい。 <p>遺物出土状況（平・断・立面）図・写真</p> <ul style="list-style-type: none"> 図面は縮尺 1/10～1/20 程度 使用するカメラはマニュアル操作のできるアナログカメラを基本とし、フィルムは現段階ではカラー（ポジ）、モノクロを標準とする（※デジタルカメラの仕様等は 10 頁の欄外参照）。 <p>映像記録</p> | <p>主として遺物と遺構の関係や遺構の埋没過程についての記録が主要な成果品となるが、本工程は発掘調査の中核をなす部分であり、各種遺構・遺物のもつ重要度にあわせて適切な記録をとる必要がある。</p> <p>各種遺構の完掘状態の記録は、調査記録として利用される頻度が最も高いものであり、その重要度や性格に関する情報を客観的かつ十分な精度を保つ方法によって記録する必要がある。</p> <p>周溝では、溝底の埋葬施設、陸橋、周堤等の有無を確認する。</p> <p>埋葬施設は、遺体を収納する「棺」とそれを囲む「室・槨」及びそれらを埋納するための墓坑からなり、石や木、粘土等で作られている。これらの違いは、被葬者の階層性や出自の違い等をあらわすものであることから、十分にその性格を把握する必要がある。</p> <p>竪穴式石室、木槨等では、棺、室（槨）の規模、構造（小口溝、側板溝の有無）、構築方法（土器破砕供献の有無）等を確認する。棺内遺物、棺外遺物等遺物の配置による属性を把握するとともに、微細遺物、有機物等の取り扱いに留意する。</p> <p>横穴式石室、横穴墓等では、閉塞施設の構築順序及び閉塞のための埋土の層序から追葬の有無を確認するとともに、棺の構造、配置（移動の痕跡の有無）及び排水施設等を確認する。墓道、前庭部出土遺物や棺内遺物、棺外遺物等遺物の配置による属性を把握するとともに、微細遺物、有機物等の取り扱いに留意する。</p> <p>木棺直葬等では、棺の規模、構造、構築方法等を確認するとともに、棺内、棺外の微細遺物、有機物等の取扱いに留意する。</p> |
| <p>調査区全体・地形測量図</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常縮尺 1/10～1/20 程度の平面図を縮小、合成して、縮尺 1/100 から 1/200、等高線 20～25cm 程度の全体図を作成するが、遺跡の規模、性格によって適宜選択する。 完掘時の遺構配置及び地形が表現されているもの。 <p>調査区全体（空中）写真・映像記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常報告書に大型版で掲載される写真であり、それに耐えうる仕様のもの。 | <p>古墳完掘時の記録は、その古墳の全体像を把握する上で最も有効なものである。この時点における記録作成は不可欠であり、かつ十分な精度をもって行う必要がある。</p> <p>調査区全体図は、大規模な調査の場合は、空中写真撮影、測量によることが多い。完掘写真については、その古墳の特徴が最大限に表現できるよう十分配慮する必要がある。特に大規模古墳の場合は、古墳全体が俯瞰できる写真による記録化が望ましいが、小規模古墳の全体写真は写真用やぐらまたは高所作業車等を用いることが多い。</p> |
| <p>トレンチ位置図</p> <ul style="list-style-type: none"> 既作成の平面図を利用してもよい。 <p>断面土層図・写真等</p> <p>→他の断面土層図の仕様をに準じる。</p> <p>旧地形測量図・写真等</p> <p>→表土等掘削前墳丘測量図の仕様を準ずる。</p> | <p>工程「表土掘削」から工程「調査区全体図作成・全体写真撮影」のものに準じる。</p> |
| <p>土層剥ぎ取り・遺構切り取り等成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺構、土層の種類に応じた仕様とする。標準的な手法によるものとし、試験研究途上の手法は避ける。 | <p>現状保存が困難ではあるが、その地域における歴史資料として極めて重要な意義を持ち、記録として最低限必要な場合には、遺構の切り取り、土層の剥ぎ取り、型取り等を行う場合がある。</p> |
| <p>分析成果品</p> <ul style="list-style-type: none"> 業者等に委託する場合が大半。 各種の分析データ、それに基づく分析結果。 標準的な手法による分析とし、試験研究的な手法による分析は避ける。 | <p>葺石等使用石材の産地同定を行う場合等、その古墳、遺構を解明する上で必要不可欠の場合には、必要に応じた自然科学分析を行うことがある。</p> |

古墳⑤

| 発掘作業工程 | 必要となる成果 |
|--|---------|
| <p>埋め戻し</p> <p>調査後の埋め戻しは行わないことを原則とするが、調査現場の安全管理上、または古墳・遺構の保存等の理由により、土のうや砂、真砂土等により調査区の埋め戻しを行う場合がある。</p> <p>なお、古墳や遺構の保存等の理由により埋め戻しを行う際には、埋め戻しの手法や保存した遺構の座標上の位置等について具体的な記録を残しておく必要がある。</p> | |
| <p>撤収・引き渡し</p> <p>現地調査が完全に終了する前に、調査漏れの事項がないか再度確認を行う。</p> <p>確認終了後、発掘機材の撤収や現場事務所等調査に関連する設備等の撤去作業を行う。</p> <p>撤去後の現場は安全管理等に関する必要な措置をとり、速やかに本発掘調査の委託者等の関係者に報告し、現場の引き渡しを行う。</p> | |

*見開きの頁で1組

| 成果品の仕様及び内容 | 成 果 品 の 説 明 |
|------------|-------------|
| | |
| | |